

## 不良債権処理規程

### (目的)

第1条 この規程は、東京都行政書士会北支部（以下「支部」という。）の未収会費のうち不良債権の範囲及び取扱い等を明確にするため、必要な事項を定める。

### (不良債権の範囲)

第2条 不良債権とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 退会会員の未収会費
- (2) 死亡会員の未収会費
- (3) 裁判又は裁判外で和解した金額の残余部分である未収会費
- (4) 判決において認容されなかった未収会費

### (不良債権の取扱い)

第3条 不良債権は、支部の財務諸表における未収入金より控除するものとする。

### (不良債権の回収)

第4条 支部は、不良債権の回収に努めるものとし、回収された不良債権は、雑収入として計上するものとする。

### (不良債権の放棄)

第5条 第2条第1号及び第2号に規定する不良債権は、その全部又はその一部を放棄することができる。

2 第2条第3号及び第4号に規定する不良債権は、これを放棄するものとする。

### (理事会の承認)

第6条 不良債権の放棄は、理事会の承認を得なければならない。

### 附則

1 この規程は、令和7年8月29日から施行する。